

環境活動レポート

2014年（2014年1月～12月）



第12回生物多様性条約締約国会議（韓国平昌市）



エコアクション21

認証・登録番号 0004471



大橋法律事務所では使用する電力
すべてをバイオマス発電によるグ
リーン電力でまかなっています。

2015年5月1日
大橋法律事務所

□ごあいさつ

良好な環境と汚染されていない食料は人間が幸せを享受するに際しての最低限の条件です。幼い頃、体の弱かった私は、そのことを身をもって経験しました。そこで、大学では、自然食研究会を創立し、有機農業と環境問題に取り組みました。

その後、地域の環境問題解決の一助となればと思い弁護士を志し、現在、よみがえれ！有明訴訟の弁護団員として有明海の環境を取り戻す活動に取り組むとともに、日弁連公害環境委員会や全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟のメンバーとしての活動を通じて、日本中の環境問題に取り組んでいます。また、大学での授業を通じて、環境問題に関する教育啓蒙活動にも取り組んでいます。

2009年1月、私のふるさとである福岡市南区に大橋法律事務所を開設したのを契機に自らの足元を見直すつもりでエコアクション21に取り組むこととしました。

大橋法律事務所の環境への取組はまだ始まったばかりで不十分な点も多々あります。皆さまからのご教示等を受け、さらに環境目標の達成に向け、環境への取組を充実させていく所存です。



大橋法律事務所
弁護士 後藤富和

□大橋法律事務所環境方針

気候変動(地球温暖化)、自然生態系や生物多様性の危機など私たちを取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。こうした危機を回避し、地球環境や自然生態系、生物多様性を保全、修復、復元していくことは、私たちの基本的人権であると同時に将来世代に対する重大な責務でもあります。

そこで、当事務所では、気候変動（地球温暖化）の防止や、自然生態系・生物多様性の保全の観点から、自らの事業活動における環境負荷を低減するとともに、環境問題に関する訴訟、調査研究活動、教育活動等を通じて、積極的に環境保全活動に取り組んでまいります。

そのための行動指針を以下のように定めます。

【環境保全への行動指針】

- 1 環境関連法規制や当事務所が約束したことを遵守します。
- 2 以下について具体的な目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①エネルギー消費の削減
 - ②事務用紙使用量の削減
 - ③廃棄物の削減
 - ④環境に配慮した物品購入の促進
- 3 環境訴訟や、環境問題に関する調査研究活動等を通じて、環境の保全、修復、復元に取り組みます。
- 4 法律相談や、各種教育活動、ホームページその他の広報活動を通じて、よりよい環境づくりのための啓発活動を行います。

制定日 2009年1月5日
大橋法律事務所
弁護士 後藤富和

□大橋法律事務所の環境に関する取り組み

2009年 1月5日

大橋法律事務所開設
大橋法律事務所環境方針制定

7月31日 バイオマス発電によるグリーン電力証書導入

10月9日 2009年度環境活動レポート公表

12月24日 エコアクション21認証取得

2011年 12月24日 エコアクション21認証更新

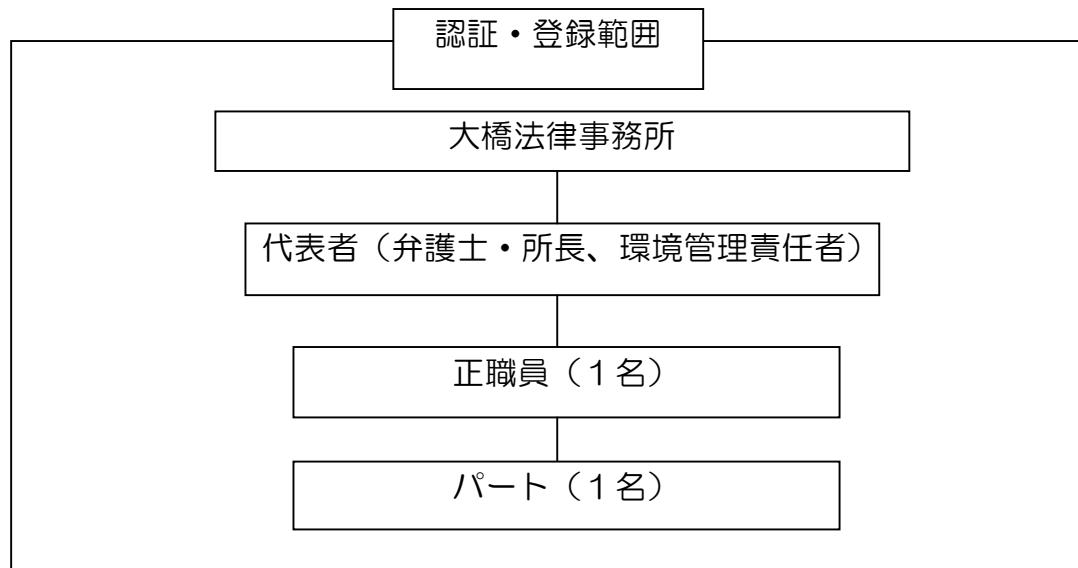


【所内の様子】

1 登録事業所の概要

事業所 大橋法律事務所
代表者 後藤富和
所在地 福岡市南区大橋 1 丁目 8 番 19 号 プロベニ才大橋 6 階
環境管理責任者 後藤富和 電話 (092) 512-1636
事業内容 訴訟代理等、法律事務
事業規模 売上高 2483 万円／年
従業員 3 名 (代表者含む)
事業所床面積 33m²
事業年度 1 月 1 日～12 月 31 日
今回のレポートの対象期間は、2014 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

2 組織図及び認証・登録の範囲（当事務所の認証・登録範囲は以下の通り）



【法律相談の様子】



【FSC 森林認証を受けた名刺、封筒、コピー用紙、コースター】

3 当年度及び中期目標

項目 (単位)	基準 ※1	2014年度活動目標	中期目標		
			2015年	2016年	2017年
二酸化炭素 排出量の削 減 (kg-CO2)	3 468	3 329 4%削減	3 294 5%削減	3 159 6%削減	3 225 7%削減
	電力消費に伴うCO2 排出量※2	0	0	0	0
	消費電力量 (kWh) 4 390※3	4 258 3%削減	4 214 4%削減	4 170 5%削減	4 126 6%削減
	自動車利用に伴う CO2排出削減の取り 組み	自動車使用の基準を策 定する。	自動車使用の基準を順守 できたかチェックする。	自動車使用の基準を 検証する。	自家用車使用の基準 を見直す
廃棄物排 出 量 の 削 減 (t)	0.16	0.155 3%削減	0.153 4%削減	0.152 5%削減	0.150 6%削減
水使用量の 削減(m ³)	水の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めている。				
化学物質使 用料の削減	化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用していない。				
グリーン購 入の促進		グリーン購入を継続す る。新規購入品はグリー	同左	同左	同左

事業活動を通じた環境保全の取り組み		ン購入とする。 シンポジウム等の実施を続けるとともに質を向上する。	同左	同左	同左
-------------------	--	--------------------------------------	----	----	----

※1 2009年1月～12月の実績

※2 当事務所では、使用電力量が年間5000kWhまではグリーン電力証書システムによるバイオマス発電によってまかなっているためCO2排出係数は0となる。

※3 2011年1月～12月の実績

4 主な環境活動計画の内容

I 二酸化炭素排出量の2%削減（責任者：後藤）

取組目標	責任者	達成手段	担当者	スケジュール			
				1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
i 電力消費に伴うCO2排出量の削減	後藤	① ※1	後藤	◀	▶	▶	▶
ii 消費電力量の1%削減	後藤	① エアコンの最低限使用	田中	◀	▶	◀	▶
	後藤	② エアコンの設定温度の適正管理（基本的に夏季28度、冬季20度）	田中	◀	▶	◀	▶
	後藤	③ 不要な照明の消灯	田中	◀	▶	▶	▶
	後藤	④ 照明の順次LED化	田中	◀	▶	▶	▶
	後藤	⑤ 冬季や長期休暇の際は冷蔵庫の電源を切る。	田中	◀	▶	◀	▶
	後藤	⑥ OA機器の省電力機能の活用	田中	◀	▶	▶	▶
	後藤	⑦ グリーンカーテンの活用	岩堀・栗山	◀	▶	▶	▶

		後藤	⑧	クールビズ、ウォームビズの実施	田中	◀	▶	◀	▶	◀	▶
iii	自動車利用に伴うCO ₂ 排出削減の取り組み	後藤	①	自動車使用基準策定の検討	後藤	◀					▶
			②	公共交通機関や自転車利用の促進	後藤	◀					▶

*1 当事務所では、使用電力量が年間5000kWhまではグリーン電力証書システムによるバイオマス発電によってまかなっているためCO₂排出係数は0となる。

II 廃棄物排出量の1%削減（責任者：後藤）

取組目標	責任者	達成手段	担当者	スケジュール			
				1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
i 一般廃棄物量の1%の削減	後藤	① ペーパーレス化	後藤	◀			▶
	後藤	② 両面・縮小コピーの実施	田中	◀			▶
	後藤	③ 裏紙再利用	岩堀・栗山	◀			▶
	後藤	④ 封筒再利用	岩堀・栗山	◀			▶
	後藤	⑤ プライバシー保護スタンプを利用しシュレッダー処理書類を出さない	岩堀・栗山	◀			▶

III 水使用量の削減

水の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めている。

IV 化学物質使用量の削減

化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用していない。

V グリーン購入の促進（1品増やす）（責任者：後藤）

取組目標	責任者	達成手段	担当者	スケジュール			
				1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
i グリーン購入の品数を前年度から1品増やす。	後藤	① FSCなど森林認証紙利用の継続	岩堀・栗山	◀			▶
	後藤	② グリーン電力証書活用の継続	後藤	◀			▶
	後藤	③ グリーン購入の継続	岩堀・栗山	◀			▶
	後藤	④ グリーン購入品を1品増やす	岩堀・栗山	◀			▶

VI 事業活動を通じた環境保全の取り組み(シンポジウム等の実施回数を前年度から1回増やす)(責任者：後藤)

取組目標	責任者	達成手段	担当者	スケジュール			
				1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
i シンポジウム等の実施回数を前年度から1回増やす	後藤	① シンポジウム等の実施回数を前年度から1回増やす。	後藤	◀			▶
		② よみがえれ!有明訴訟、原発なくそう！九州玄海訴訟など環境訴訟に取り組む	後藤	◀			▶
		③ 日弁連公害環境委員会、九弁連環境問題に関する連絡協議会、福岡県弁護士会公害環境委員会の活動に取り組む	後藤	◀			▶
		④ 環境問題に関する会議に積極的に参加する	後藤	◀			▶
		⑤ 全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連	後藤	◀			▶

			盟等環境NGOの活動に取り組む												
⑥			福岡大学法科大学院非常勤講師、西南学院大学非常勤講師として環境に関する講義を行う	後藤											

5 環境目標の実績/環境活動計画取組結果と評価、次年度の取組（※3, 4）

(1) 2014年1月～12月の期間の目標における実績は以下の通りであった。

項目 (単位)	基準 ※1	活動実績※2		評価
		目標	実績	
二酸化炭素 排出量の削 減 (kg - CO2)	3 468	3 329 4%削減	2 050	基準の40%の削減となって目標を大幅に達成し た。自動車使用基準を定め、自動車での移動を控 えたことが原因と思われる。
	消費電力 量 (kWh) 4 390	4 258 3%削減	3 614	基準の17%の削減となって目標を大幅に達成し た。ただ、前年度に比べると増えている。引き続 き省電力に取り組む必要がある。次年度は目標自 体の見直しが必要。
廃棄物排出 量の削減 (t)	0. 21	0.20 1%削減	0. 35	目標を見なおしたが、それでも基準から大幅に増 えてしまった。毎年、保存期間（5年）を経過し た資料をリサイクルに出しているが、2007年 頃から仕事量が激増し保管資料も増えたことが原 因と思われる。次年度は目標 자체の見直しが必要 である。
グリーン購 入の促進	—	グリーン購入 を継続する。新 規 購入品はグ リーン購入と	これまでグリーン購入を行ってい た備品についてはグリーン購入を 継続することができた。	目標達成。今後も取り組みを継続する。

事業活動を通じた環境保全の取り組み	—	する。 シンポジウム等の実施を続けるとともに質を向上する。	シンポジウム等を前年度よりも多く開催することができた。しかも、弁護士や環境 NGO だけでなく一般市民向けの講演、現地視察などを行い、対象および内容面でも充実したものとなった。また生物多様性締約国会議（韓国）にも参加しわが国における環境保護、生物多様性保全の問題点を指摘した。	目標達成。今後も専門家だけでなく一般市民に向けた環境保全に関する啓もう活動を継続する。
-------------------	---	----------------------------------	--	---

※1 2009年1月～12月の実績

※2 2013年1月～12月の実績

※3 水使用量の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めている。

※4 化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用していない。



(2) 取組計画に対しての評価

I 二酸化炭素排出量の2%削減

i 電力消費に伴うCO₂排出量の削減

当事務所では、使用電力量が年間5000kWhまではグリーン電力証書システムによるバイ

オマス発電によってまかなっているためCO₂排出係数は0となるところ、2012年度も使用電力量が年間5000kWh以下であったためすべてバイオマス発電によってまかなう事が出来た。そのため、電力消費に伴うCO₂排出量は0である。

【グリーンカーテン】

ii 消費電力量の1%削減

	活動項目	実施状況	評価
①	エアコンの最低使用	○	扇風機を使用していることや、ベランダにグリーンカーテンを導入していることから、7月

			中旬頃までほとんどエアコンを使用することはなかった。また、冬季も足元のセラミックヒーターの利用によりエアコンの使用を控えることが出来た。
②	エアコンの設定温度の適正管理	○	クールビズやエアコンと扇風機の併用、グリーンカーテンの活用によってエアコンの設定温度は概ね 28 度を保つことができた。冬場にエアコンを使用する際もウォームビズとの併用で概ね 19~20 度を保つことが出来た。
③	不要な照明の消灯	○	昼間の不要電気の消灯、昼休み時の消灯などは徹底できた。 また、執務室の蛍光灯 2 本間引きを継続している。
④	照明の順次 LED 化	○	使用している電灯の買い替えの必要がなかったため LED 電灯への変更が出来なかった。
⑤	冬季や長期休暇の際は冷蔵庫の電源を切る	○	冷茶が必要な夏季以外は冷蔵庫を空にして電源を入れなかった。
⑥	OA 機器の省電力機能の活用	○	パソコン、コピーの省電力機能を利用している。OA タップを導入し、使用しない OA 機器の電源を切っている。
⑦	グリーンカーテンの活用	○	5 月から 11 月頃までグリーンカーテンを活用した。
⑧	グリーン電力証書の活用	○	2009 年 7 月 30 日にからグリーン電力証書システムを導入し、当事務所で使用する電力のすべてをバイオマス発電によるグリーン電力でまかなっており、電力消費に伴う CO ₂ の排出がなくなった。

iii 自動車利用に伴う CO₂ 排出削減の取り組み

	活動項目	実施状況	評価
①	自動車使用基準策定の検討	○	自動車使用基準を策定した。
②	公共交通機関や自転車利用の促進	○	代表者（弁護士）は片道 5~6 km 程度の移動については自転車を利用している。夏季や雨天時には電車で通勤した。所員は公共交通機関で通勤している。また、事務職員の業務での移動はすべて公共交通機関を利用している。

II 廃棄物排出量の 1 % 削減

i 一般廃棄物の削減

	活動項目	実施	評価

		状況	
①	ペーパーレス化	○	FAXの受信はほぼペーパーレス化が達成できている。送信時についても押印などが必要なものについてはペーパーレス化がほぼ達成できている。
②	両面・縮小コピーの実施	○	両面コピー、ツートップ印刷は達成できている。
③	裏紙再利用	○	裏紙の再利用については専用の箱を設け、担当者も決めて達成できている。
④	封筒再利用	○	封筒の再利用については専用の箱を設け、担当者も決めて達成できている。
⑤	プライバシー保護スタンプ を利用しシュレッダー処理 書類を出さない。	○	プライバシー保護スタンプの導入によりシュレッダー処理をすることがなかった。また、古紙リサイクルによってシュレッダー処理を利用してない。

III 水使用量の削減

水の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めた。

IV 化学物質使用量の削減

化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用しなかった。

V グリーン購入の促進（グリーン購入を継続する）

	活動項目	実施 状況	評価
①	FSCなど森林認証紙利用 の継続	○	所内で使用する全ての紙類をFSC森林認証紙である。
②	グリーン電力証書活用の継 続	○	2009年7月30日にからグリーン電力証書システムを導入し、当事務所で使用する電力 のすべてをバイオマス発電によるグリーン電力でまかなっている。
③	グリーン購入の継続	○	グリーン購入を継続している。

VI 事業活動を通じた環境保全の取り組み（シンポジウム等の実施を続けるとともに質を向上する）

	活動項目	実施 状況	評価

① シンポジウム等の実施を継続するとともにその内容や質も向上させる。	○	日弁連の委員としてあるいは各種訴訟の弁護団としてシンポジウムや講演会を行った。また、弁護士や環境NGOだけでなく一般市民向けの講演、現地視察なども行い、対象および内容面でも充実したものとなった。生物多様性締約国会議（韓国）にも参加しわが国における環境保護、生物多様性保全の問題点を指摘した。
② よみがえれ！有明訴訟、原発なくそう！九州玄海訴訟等環境訴訟に取り組む	○	よみがえれ！有明訴訟を通じて有明海の再生に取り組んだ。また、原発なくそう！九州玄海訴訟を通じて、脱原発、再生可能エネルギーの促進に取り組んだ。
③ 日弁連公害環境委員会、九弁連環境問題に関する連絡協議会、福岡県弁護士会公害環境委員会の活動に取り組む	○	日弁連公害環境委員会では自然保护部会長として、九弁連では事務局長として、福岡県弁護士会では副委員長として、環境問題に関する調査研究活動やシンポジウムを行うことで、わが国の環境政策に提言等を行った。 特に、生物多様性締約国会議（韓国）にも参加しわが国における環境保護、生物多様性保全の問題点を指摘した。また、川内原発再稼働に反対する意見書やリニア新幹線問題に関する意見書を採択した。
④ 環境問題に関する会議に積極的に参加する	○	特に脱原発や再生可能エネルギーの促進に取り組む環境保護NGOの会議に積極的に参加了。
⑤ 全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟等環境NGOの活動に取り組む	○	全国公害弁護団連絡会議では事務局次長として、環境法律家連盟では理事として、環境保護活動に取り組んだ。
⑥ 福岡大学法科大学院非常勤講師、として環境に関する講義を行う	△	福岡大学法科大学院の方は受講者がいなかったため休講となった。

6 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 6条	現段階では問題となっていないが、現在、使用している冷蔵庫及びエアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に則り適正に処理することとする。
廃棄物処理法（一般廃棄物排出事業者）6条の2	当事務所で排出する廃棄物の大部分は紙であるが、福岡市の処理方針に則り、廃

第6項

棄物を適正に処理している。

2015年2月2日に上記環境関連法規等の遵守状況を確認・評価した結果、違反はありませんでした。また関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

7 緊急事態の想定結果とその対応策

防災機器の点検日に合わせて、2014年5月28

日に火災避難訓練を実施した。参加者は所員3名全員である。

(1) 訓練内容

- ・防災機器点検の立ち会い
- ・避難経路の確認
- ・避難器具（降下器具）の使用方法の確認
- ・非常階段の通路の確保の確認
- ・消化器の確認

(2) 訓練実施で生じた問題点

特になし。



【裏紙回収ボックス】



【古紙回収ボックス】

8 問題点の是正措置及び予防措置の結果

問題点の発生年月日	2014年1月～12月
問題点の対応責任者	弁護士 後藤富和
問題点の内容	廃棄物発生量について、基準を大幅に超える結果となってしまった。
問題点の原因	毎年、保存期間（5年）を経過した資料をリサイクルに出しているが、2007年頃から仕事量が激増し保管資料も増えたことが原因と思われる。
是正措置の実施内容	再生利用については、過去の資料のリサイクルが含まれるため現段階で削減に取り組むことはできない。その代わり、日々発生する単純焼却に回す廃棄物の削減に取り組むこととする。また2年連続でこの傾向が続いたため2014年度は目標自体を見直すこととする。
処置結果の周知	上記問題点及びその原因については、事務所会議において所員に周知徹底するとともに、ホームページ

	にも掲載して対外的にも広報する。
責任者（代表者）コメント	所員一同、これまでにも増して単純焼却に回す紙資源の削減に取り組むこととする。

9 代表者による全体評価の見直しの結果

二酸化炭素排出量及び廃棄物の削減については、所員の自由な意見をもとに所員ひとりひとりが楽しみながら実践できた。

特に二酸化炭素排出量の削減については昨年に続き大幅に目標を達成することが出来た。これは、自動車使用の基準を策定し、それにしたがって自動車の利用を控えたからと思われる。

九州弁護士会連合会の環境問題に関する連絡協議会委員として川内原発再稼働に反対する意見書の採択を実現できた。

また、日弁連公害環境委員として、生物多様性に関する調査研究を継続し、韓国で開催された生物多様性条約締約国会議においてわが国の環境保護、生物多様性保全の問題点を指摘した。

今後も、所員一同、さらなる二酸化炭素排出量及び廃棄物の削減、環境保全活動に取り組んでいくこととする。



【移動に使用している自転車】

環境経営システムが有効に機能しているか	とても有効に機能しており、環境面だけでなく経済的にも効果を発揮している。
環境への取組は適切に実施されているか。	概ね実施された。ただし、廃棄物排出量については目標の見直しを行なった。
環境方針変更の必要性 (○有 ●無)	
環境目標・環境活動計画変更の必要性 (●有 ○無)	2015年度から所員が1名増え、事務所面積も1.5倍となるため、目標等の見直しが必要である。
その他の環境経営システムの要素変更の必要性 (○有 ●無)	

以上